

令和3年度決算における春日部市の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の公表について

1 経過と概要

平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が一部施行され、地方公共団体は、毎年度の決算において健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することとなりました。

また、健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定し、財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を策定し、財政健全化に向けて取り組みを進めていくこととなります。また、資金不足比率についても、これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、経営健全化に向けて取り組みを進めていくこととなります。

2 健全化判断比率等の対象

春日部市	一般会計	普通会計 (一般会計・看護専門学校)	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	特別会計	公営事業会計(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)					
		うち公営企業会計(西金野井第二土地区画整理・病院・水道・下水道)					
一部事務組合	埼玉葛斎場組合 利根川栗橋流域水防事務組合 江戸川水防事務組合 埼玉県都市競艇組合 埼玉県市町村総合事務組合						
広域連合	彩の国さいたま人づくり広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合						
地方公社	春日部市土地開発公社						

3 健全化判断比率等の内容

①実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、普通会計ベースにおいて黒字か赤字かを判断する指標です。

②連結実質赤字比率

一般会計等とすべての公営事業会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体として黒字か赤字かを判断する指標です。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率の3か年平均で、実質的な借入金の返済額がどのくらいになるのかを示す指標です。

④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計等に加え公営事業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社などを含めた全体の実質的な負担を把握しようとする指標です。

資金不足比率

公営企業を行う会計ごとに資金不足を公営企業の事業規模である料金収入などの規模と比較するもので、経営の状況を示す指標です。

4 春日部市の健全化判断比率等の算定結果

令和3年度決算における春日部市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果は、下記の表のとおりとなりました。結果につきましては、健全化判断比率(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)はいずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っています。

また、資金不足比率については、資金不足額がないため比率は算出されません。

区 分	令和3年度算定値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	11.30%
	連結実質赤字比率	—	16.30%
	実質公債費比率	3.1%	25.0%
	将来負担比率	3.7%	350.0%

※実質赤字比率又は連結実質赤字比率がない場合は、「—」を表示しています。

区 分	会 計 名	令和3年度算定値	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%
	病院事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	西金野井第二土地区画整理事業特別会計	—	

※資金不足比率がない場合は、「—」を表示しています。